

ミツヒロニュース



立春です。ITの発達でフェイスブックやツイッターなどのSNSを利用して日常の様子を伝えている方も多いのではないのでしょうか。最近の税務調査では、事前にフェイスブック等を確認し経営者の金銭感覚や性格等の情報を得て調査に活かす事もあるそうです。手軽に情報発信が出来る様になり、便利な世の中になりましたが、注意して利用して頂きたいと思います。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇住宅取得等資金に係る贈与税の非課税～契約日の判断～
- ◇個人番号の提供を拒否されたときの対処法
- ◇平成28年10月より拡大される社会保険の被保険者の範囲
- ◇イザというとき慌てない税務調査の基礎知識(45)「一罰百戒」
- ◇今月のお勧めセミナー「平成28年度税制改正セミナー」
- ◇あとがき「立春ですね」

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税 ～契約日の判断～

Q.

マイホームを取得するための金銭贈与について、一定の金額まで贈与税が課税されない制度（住宅取得等資金に係る贈与税の非課税制度といいます。以下、制度）の適用を検討しています。マイホームを取得するにあたり、先行して土地を取得して、その後その土地の上に住宅を建築します。この制度を適用する際の非課税枠は契約日で判断することとなりますが、土地の売買契約を平成27年12月10日付、家屋の請負契約を平成28年1月10日付で行った場合、非課税枠の契約日とは、土地の取得に係る契約日でしょうか、それとも家屋の新築に係る契約日でしょうか？なお、金銭贈与は、平成28年に行い、土地や家屋の取得にあてる予定です。

A.

平成27年度税制改正により、この制度に係る贈与税の非課税となる金額（以下、非課税枠）は、次頁の表のとおりとなりました。

この場合における非課税枠の判断は、住宅用家屋に係る契約の締結日で判断されます。

そのためご質問の場合には、土地の取得に係る契約日ではなく、家屋の新築に係る契約日である平成28年1月10日をもとに非課税枠を判断することとなります。

なお、ご存知のとおりこの制度は、住宅取得等資金の贈与を受けた年の翌年3月15日までに、住宅用家屋を新築又は取得等をした場合に適用を受けることができます。ご質問の場合は『新築』に該当することから、金銭贈与が仮に平成28年中に行われたときのこの制度の適用については、土地家屋いずれの金銭贈与も平成29年3月15日までに住宅用家屋を新築する必要があります。この場合における『新築』には、“新築に準ずる状態”が含まれます。この“新築に準ずる状態”とは、屋根（その骨組みを含みます）を有し、土地に定着した建造物として認められるとき以後の状態を指し、一般的に棟上げが終わってれば、新築に準ずる状態として認められます。

(次頁へつづく)

【非課税枠】

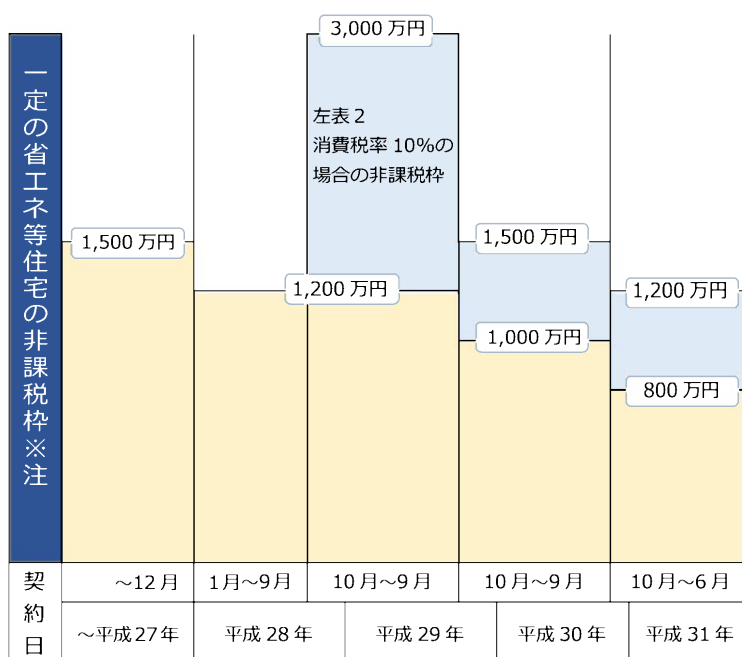
受贈者ごとの非課税枠は、下表のとおりです。もし既にこの制度の適用を受けている場合には、その金額を下表の金額から控除します。ただし、下表2の場合、既にこの制度の適用を受けていても、平成28年9月30日までの契約締結分は控除しません。

1 下表2以外の場合

住宅用の家屋の種類 住宅用家屋の 新築等に係る契約の締結日	一定の 省エネ等 住宅	左記以外の 住宅
平成27年12月31日まで	1,500万円	1,000万円
平成28年1月1日から 29年9月30日まで	1,200万円	700万円
平成29年10月1日から 30年9月30日まで	1,000万円	500万円
平成30年10月1日から 31年6月30日まで	800万円	300万円

2 住宅用家屋の新築等の額に含まれる 消費税等の税率が10%である場合

住宅用の家屋の種類 住宅用家屋の 新築等に係る契約の締結日	一定の 省エネ等 住宅	左記以外の 住宅
平成28年10月1日から 29年9月30日まで	3,000万円	2,500万円
平成29年10月1日から 30年9月30日まで	1,500万円	1,000万円
平成30年10月1日から 31年6月30日まで	1,200万円	700万円



※注 一定の省エネ等住宅以外の住宅の非課税枠は、上記非課税枠より各500万円減

個人番号の提供を拒否されたときの対処法

平成28年1月から、個人番号や法人番号の利用が始まります。利用に際して、事業者は従業員等に個人番号の提供を求め始めていることでしょう。しかし、事業者が個人番号の提供を求めたところ、拒否されるケースもあるようです。

○平成28年1月以後の個人番号の提供拒否

1月以降、事業者は源泉徴収票の作成や社会保険の手続などにおいて、書類に従業員等の個人番号を記載することになるため、従業員等から個人番号の提供を受けることになります。しかし、従業員等から個人番号の提供を拒否される場合も考えられます。

このようなときには、特定個人情報保護委員会から公表されている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」や、国税庁から公表されている「源泉所得税関係に関するFAQ」などに沿って、個人番号の記載がないのは事業者側の義務違反でないことを明確にしておく必要があります。

○具体的な対処法

具体的な対処法として、

個人番号の記載は、法律で定められた義務であること

を説明して提供を求めます。

それでもなお、提供を拒否された場合には、提供を求めた経過等を記録、保存などをします。

こうすることで、事業者の怠慢による義務違反ではないことが明確になります。

ただし、平成27年12月以前において個人番号の提供を拒否された場合には、もともとマイナンバーの利用開始前であることからその経過等を記録保存する必要はありません。

なお、もっとも気になるのは、個人番号の記載のない書類を提出して受理してもらえるかどうかですが、この点については、個人番号の記載がないことをもって税務署等が書類を受理しないことはないため、その点はお安心していただくとよいでしょう。

平成28年10月より拡大される社会保険の被保険者の範囲

社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入している事業所で働く70歳未満の人は、原則として社会保険の被保険者になりますが、パートタイマーについては、労働時間と労働日数が正社員のおおむね4分の3以上であるときに加入することとなっています。現状、社会保険料の負担が大きいこともあり、労働日数や労働時間を調整しながら、この基準に達しないように働くパートタイマーも多くいます。この基準が平成28年10月1日より変更され、適用範囲が拡大されることが決まっていますので、その内容を確認しておきましょう。

○パートタイマーへの適用範囲の拡大

今回の変更により、労働日数と労働時間が4分の3未満の人であっても、以下の4つの要件すべてに該当する場合には、被保険者になります。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上あること
- ② 賃金の月額が88,000円以上であること
- ③ 勤務期間が1年以上見込まれること
- ④ 学生でないこと

ただし、平成28年10月時点では従業員数（現在の加入基準での社会保険被保険者数）501人以上の企業の従業員が対象とされ、これにより25万人が新たに社会保険の適用対象となることが見込まれています。なお、従業員数500人以下の企業については、平成31年9月30日までに検討が行われ、必要な対応が取られることになっています。

○標準報酬月額追加

上記の変更に伴い、標準報酬月額表も改定されることになっています。具体的には、現在、厚生年金保険の下限が98,000円となっていますが、新たに、88,000円の等級が追加されます。これは適用拡大の企業のみでなく、すべての企業が対象となります。

○中小企業への影響

パートタイマーへの適用範囲の拡大は、大企業からの適用となりますが、中小企業においても手続きの必要性が出てくることが予想されます。

例えば従業員の家族の勤務先が社会保険の適用拡大の対象となったため、配偶者が勤務先で社会保険に加入することとなり、これより扶養から外れる異動手続きが必要になるといったケースです。誤って健康保険証を利用することのないよう、あらかじめ従業員に周知しておきましょう。

また現状、家族手当を支給している会社では、その支給対象者の基準を「健康保険の被扶養者」としてことがあります。今後、例えば、1週間の所定労働時間が25時間であっても、従業員の家族が勤務している会社が大企業か中小企業かによって、家族手当が支給される人と支給されない人が出てきます。支給対象者の基準を見直すことも考える必要があるでしょう。

今後、制度の施行が近づくにつれて、新聞やテレビ等のメディアで、大きく取り上げられることになると思います。従業員からの問い合わせも増加すると思いますので、正確な情報を押さえておくことが求められます。



イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ 45. 「一罰百戒」

税務調査において、調査官の横柄な態度や不正をしていることを前提にしたような物言いにあまりいい印象を持っていない方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

確かに、調査官は基本的に「性悪説」に立って税務調査を行っていますので、良い事では無いですが、そのような言動をしてしまう調査官も見受けられます。

まずは、この問題を考えてみてください。

5人がそれぞれ100円ずつ持っていて、自分の好きな額を出資します。

5人の出資合計額は2.5倍に増え、全員に均等に振り分けられます。

他の4人と出資金額の相談はできません。

また他の人に対して意見（例えば「～円出すように」など）をすることはできません。

このとき、あなたはいくら出資しますか？

この問題は経済学でいう「フリーライダー（ただ乗り）」を表した問題です。

自分がお金を出さなくても、誰かがお金を出してくれればそれだけで分け前があるので、答えは「0円」です。

この問題からも分かるように、「税金を払わなくても公共サービスを受けることができる」と考えることが十分にあり得るということです。このように、納税意識は基本的に低いことを前提に税務調査が行われています。

この延長線上にある考え方が「一罰百戒」です。

なぜか有名企業・有名人に税務調査が入り、追徴税額などが報道されることがあります。これは国税が情報をリークしているからと考えられます。国税側は「悪いことをすれば税務署はわかるんですよ」という戒めを多くの人に与えることを目的にしています。

調査官や税務署の対応が悪いからといって挑発に乗って熱くならず、税務調査は常に冷静に対応して頂きたいと思います。

参考文献： ■ Mykomon

今月のお勧めセミナー

「平成28年度 税制改正セミナー」を2月16日（火）13:30から、弊社グループ会社(株)DEPS主催で、開催します。消費税の改正では「複数税率」の影で「インボイス方式」の採用が決まりました。これは中小企業にとって相当な事務負担となります。法人税は税率の引き下げが行われ、それに伴い各種制度の縮減が行われています。当セミナーでは、これらの改正内容について解説致します。奮って、ご参加ください。



あとがき

下田です。立春の頃に見かける「立春大吉」のお札は禅寺の習慣から来ている厄除けのお札だと知りました。春の始まりとされる立春ですが、暖冬のため去年のクリスマスにはふきのとうの花が咲き、1月中旬には梅の花が満開になり、早すぎる春の兆しに驚いていると、大寒の頃にはちゃんと大雪が降り、季節が行ったり来たりで大変です。このような気候の変化の激しさに負けないよう、今年は身体を動かし体力を付けて元気で過ごしたいと思います。「立春大吉」皆様にとっても一年が平穏無事でありますように！



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島
動画による
ニュース解説配信中！

